

# 学校関係者の皆様へ

## ストーカー被害から子どもたちを守るために

### 背景

- 昨今、警察へのストーカー被害の相談は高止まりしており、**小学校から大学段階までの学校に通う生徒・学生等が被害に遭うケースも多数発生**しています。
- 警察では、ストーカー被害者の安全確保に努めていますが、最近では、自宅等ではなく、**通学先の学校において被害に遭うケースもみられ**、**警察がストーカー被害に遭う生徒・学生等を守るためには、学校関係者の皆様の協力が必要です。**

### ストーカー規制法の改正

- こうした中、ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）が改正され、令和7年12月30日から、**学校の長に対し、ストーカー被害者に対する援助が努力義務化**されることとなりました。
- この改正は、学校に具体的な措置を義務付けるものではなく、警察がストーカー被害者の安全確保をより効果的に行えるようにするもので、学校の安全性も一層高まるところから、**学校において生徒・学生等の被害を知った場合、学校で抱え込みず、ぜひ警察との連携をお願いします。**

#### 具体的な警察との連携の内容

- ▶ 生徒・学生等の被害を知った場合、**速やかに警察へ通報**すること
- ▶ 被害に遭っている生徒・学生等から助けを求められた場合、  
警察に引き継ぐまで**一時的に保護**すること
- ▶ 被害に遭っている生徒・学生等の**氏名等の情報管理**に配慮すること
- ▶ 被害防止のための警察官による警戒等の活動に**ご協力**いただくこと

### 被害を知ったら、警察にご相談ください

- 緊急の場合は、**110番に通報してください**。警察官が迅速に駆けつけます。
- 対応に迷われる場合、最寄りの警察署の代表電話からご相談ください。ストーカー被害に精通した担当者が丁寧に対応します。
- これらの通報や相談については、警察では、確実に組織内で共有した上で、被害者の安全確保に当たります。安心して相談してください。
- 被害者を守るため、上記について、御協力をお願いします。